

2. 各種委員の任務は、第17条から第20条の委員会に所属し、その委員会の目的を果すために活動する。
3. 顧問は、本会の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。
4. 参与は、本会の活動に参与し、会議に出席して意見を述べるができる。

第10条（選出）

1. 会長、副会長、事務長、事務次長、書記、会計は、役員推薦委員会で選考し、総会において決定する。
2. 各種委員の選出は、細則第4条に従って行う。

第11条（任期）

1. 役員、委員、顧問、ならびに参与の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員推薦委員と臨時委員は、その任務が終了するまでとする。
3. 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員、委員ならびに参与は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

第三章 会 務

第12条（区分）

本会に次の機関をおく。

1. 総会 2. 運営委員会 3. 役員会 4. 会計監査委員会 5. 学年委員会
6. 専門委員会 7. 地区委員会 8. 役員推薦委員会 9. 臨時委員会

第13条（会議の成立・議決）

1. 総会の成立は、全会員数の3分の1以上の出席（委任状を含む）を必要とし、議事は出席者の過半数の同意で決める。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
2. 運営委員会の成立は、委員の現在数の3分の1以上の出席を必要とし、議事は出席者の過半数の同意で決める。

第14条（総会）

1. 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。
3. 定期総会は、年1回開催し、下記の事項について協議決定する。
 - 1) 事業計画および報告
 - 2) 予算決算および会費の決定
 - 3) 会長、副会長、事務長、事務次長、書記、会計および会計監査委員の決定
 - 4) 会則の改廃
 - 5) その他会務の運営に特に重要な事項
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、また、会員の3分の1以上の要求があったとき開催する。
5. 総会の議長ならびに議事録の署名委員2名は、出席会員のなかから選出する。

第15条（運営委員会）

1. 運営委員会は、総会につぐ議決機関とし、役員、各学年委員会の委員長、各専門委員会の委員長、各地区委員会の委員長および参与をもって構成し、会長が召集する。
2. 運営委員会は、会計監査委員会、役員推薦委員会の権限外のすべての事項に関する議案を審議し、会務の執行にあたる。

第16条（役員会）

1. 役員会は、会長、副会長、事務長、事務次長、書記ならびに会計をもって構成し、会長が召集する。
2. 役員会は、関係機関との渉外ならびに会務に必要な事項の調整を行う。

第17条（学年委員会、専門委員会、地区委員会）

本会の運営に必要な事項について、調査、研究、立案するために学年委員会、専門委員